

桑名市小学校給食（修徳小学校他3校）調理業務等委託業者参加資格基準

令和3年11月1日

桑名市小学校給食（修徳小学校他3校）給食調理業務等の委託業者の参加資格基準は次の各号による。

1 基本条件

- (1) 桑名市の入札参加資格者名簿に登録されている者。（令和3年11月1日現在）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者
- (3) 集団給食事業に実績があり、本業務を安全な体制下のもと着実に履行が可能である者

2 経営内容

- (1) 集団給食事業に営業実績があり、安全衛生に配慮された人員配置がなされており、安定的に継続して経営を営んでいる者

3 信用状況

- (1) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。
- (2) 広範囲にわたって確実な取引先を有していること。
- (3) 食品に関する関係諸法規が順守されていること。
- (4) 引き続いて5年以上集団給食事業を営んでいること。
- (5) 納税義務が履行されていること。
- (6) 学校給食に深い理解を有し、協力的であること。
- (7) 学校給食において過去3年の間に、食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

4 安全衛生管理

- (1) 学校給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (2) 従業員に対する食品の安全衛生管理に関する教育が徹底していること。
- (3) 従業員の健康管理が十分に行われていること。

5 業務履行能力

- (1) 桑名市が定める「桑名市小学校給食（修徳小学校他3校）調理業務等委託仕様書」による業務を継続して安定的に履行する能力を有していること。
- (2) 突発的な事故等に対し、十分に対応できる能力を有していること。